

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

本市は、全域において特定農山村地域に指定されるなど、特に山間部においては、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

1. 仁賀・田万里地区（大字仁賀町，田万里町）

（1）現況

本地区は、市北西部に位置し、大字仁賀町及び田万里町で構成されている。

仁賀町は、賀茂川水系に属している平坦地及び山間棚田で構成され、主に稲作経営が行われている。荒谷山・包山・立掛山・芙蓉といった山々に囲まれ、山間棚田も多く、山村振興法地域指定を受けており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、平坦地では、ほ場整備を実施しており、これを維持し、多面的な機能の発揮に関する取組を行うことが必要である。

田万里町は、田万里川水系に属している平坦地及び山間棚田で構成され、主に稲作経営が行われている。馬ヶ背、畠山といった山々に囲まれ、山間棚田も多く、山村振興法地域指定を受けており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

平坦地と中心に、ほ場整備を実施しており、これを維持し、多面的な機能の発揮に関する取組を行うことが必要である。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進する。

2. 西野・新庄・東野（大字西野町，新庄町，東野町）

（1）現況

本地区は、市中北部に位置し、大字西野町，新庄町，東野町で構成されている。

西野町の農用地は、賀茂川水系国道2号沿いの平坦地及びの山間棚田で構成される。水利条件は十分とはいえず、平坦地では水稻，山間棚田では畑としての経営が行われている。平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

新庄町の農用地は、葛子川水系，国道2号及び賀茂川水系沿いの平坦地及び国道2号北部，東部の山間棚田で構成される。平坦地では水資源が豊富であるため水稻，山間部では、畑としての利用も多くみられる。平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

東野町の農用地は、周囲を朝日山を中心とした山々に囲まれ、在屋川水系に属する山間棚田及び賀茂川水系に属する平坦地で構成される。

また、平坦地では、ほ場整備等の農業生産基盤整備がなされているほか、青田地区には集団的な農用地が広がっており、これらを維持し、多面的な機能の発揮に関する取組を行うことが必要である。山間部では水資源が豊富であるが、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するものとし、必要に応じて第1号事業の活用を推進する。

3. 下野・竹原地区（大字下野町の一部及び竹原町）

(1) 現況

本地区は、市中南部に位置し、大字下野町の一部（字受矢、阿此比、成井及び中通）及び竹原町で構成されている。

下野町の農地は、賀茂川水系に属する平坦地及び山間棚田で構成される。山間部では、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

竹原町の農用地は、賀茂川水系の河口付近の平坦地で構成される。吉崎新開地区や多井地区には集団的な農用地が広がっており、ぶどう栽培に利用されている。一方では、本市の中心地で、市街化が最も進行した地域のため、営農環境の悪化が懸念されている。そのため、農地を保全維持するためには、農地の多面的な機能の発揮に関する取組を行うことが必要である。また、山間部では、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、必要に応じて法第3条第3項第1号事業に掲げる事業を推進するとともに、条件に応じて第2号事業の活用を推進する。

4. 大井・吉名地区（大字下野町の一部及び吉名町）

(1) 現況

本地区は、市中西部に位置し、大字下野町の一部（字築地、大井東、大井西及び宿根）及び吉名町で構成されている。

下野町の農用地は、国道185号南部の平坦地、北部の朝日山を中心とした山々に囲まれた山間棚田で構成される。平坦地は、整備事業がおこなわれており、農地を保全維持するためには、農地の多面的な機能の発揮に関する取組を行うことが必要である。また、山間部では、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

吉名町の農用地は、国道185号南部の平坦地、北部の鷹ノ巣山を中心とした山々に囲まれた山間棚田で構成される。平坦地は、ほ場整備やため池整備が行われており、農地を保全維持するためには、農地の多面的な機能の発揮に関する取組を行うことが必要である。また、山間部では、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、必要に応じて法第3条第3項第1号事業に掲げる事業を

推進するとともに、条件に応じて第2号事業の活用を推進する。

5. 小梨町

(1) 現況

小梨町は、岩見山、妙見山、竜王山、蟻ヶ平山、虚空山の五山に囲まれた盆地に位置し、農用地は山間棚田も多く、県道南方線沿いの平坦地では湿田が多く、稲作経営及び果樹経営がみられる。平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、ほ場整備等の農業生産基盤整備が行われており、これを維持し、多面的な機能の発揮に関する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するものとし、必要に応じて第1号事業の活用を推進する。

6. 忠海・福田・高崎地区

(1) 現況

本地区は、市最南東部に位置し、大字忠海、福田、高崎で構成されている（農用地区域は忠海町および高崎町のみ設定）。

国道185号北側に帯状に分布する農用地では、宅地化が進むなかで急傾斜地が多く、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

平坦地は、内浜地区、中浦新開地区、下深川地区には集団的な農用地が広がっており、これを維持し、多面的な機能の発揮に関する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、必要に応じて法第3条第3項法第3条第1号事業に掲げる事業を推進するとともに、条件に応じて第2号事業の活用を推進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	仁賀・田万里地区	法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業
②	西野・新庄・東野地区	法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業
③	下野・竹原地区	法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業
④	大井・吉名地区	法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業
⑤	小梨地区	法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業

⑥	忠海・福田・高崎地区	法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業
---	------------	-----------------------

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 法第3条第3項第2号に掲げる事業に関する方針

法第3条第3項第2号事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

(別紙)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農業振興地域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域：竹原市全域
- (イ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域：竹原市田万里町及び仁賀町
- (ウ) 棚田地域振興法(令和1年6月19日号外法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑 8 度以上 15 度未満

2 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- (1) 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織等を含む。)を対象とする。
農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- (2) 農業従事者一人当たりの所得が広島県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない(一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含め

ることができるが、直接支払いの対象とはしない。)が、個別協定の対象とはする。(ただし、自作地は除く。)ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

- (3) 認定農業者に準ずる者とは、竹原市の農業経営基盤強化基本構想で示された農業経営をめざす経営体など、概ねその水準を実現できる者とする。